

令和7年度

大阪市立 北稲 中学校 「学校いじめ防止基本方針」

1. いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法 第2条）

2. 本校の基本方針のポイント

上記の考えをもとに、本校では「いじめはどの学校、どの学級にでも起こり得る」という認識のもと、「豊かな人間性・確かな学力を養い、生きる力を育成する」ために「北稲中学校いじめ防止基本方針」を策定し取り組んでいく。

未然防止について最優先に取り組むとともに、いじめ事案に対して早期発見・早期解決のための本校の基本方針のポイントを、以下の5点とし、校内研修で確認する。

- ①教育活動を通じて「いじめは許さない学校」の雰囲気づくりを推進するために、学年、学級、部活動等が望ましい集団であるよう指導の充実を図る。
- ②生徒の豊かな道徳心および人間尊重の精神を養うために、すべての教育活動を通しての道徳教育や体験活動の充実を図る。
- ③毎日の生徒との関わりや生徒の見守りを通して生徒との信頼関係を築き、また、定期的なアンケート調査や教育相談等を通して、生徒が発信する小さな変化や信号を見逃さないようにする。
- ④いじめが予見または発見された場合は、迅速かつ適切な初期対応を行い、指導および支援体制を組み、早期解決を図る。
- ⑤教職員全体の共通理解のもと、保護者、関係諸機関と連携し、指導および支援を図る。

3. いじめの未然防止についての取組

<基本姿勢>

いじめは、どの生徒にも起こりえる、どの生徒も被害者にも加害者にもなりうるという認識を踏まえ、全ての生徒を対象に、いじめに向かわせないための取組を全教職員で行う。

(1) 授業改善について

生徒が学習の達成感や充実感を味わえるわかる授業づくりのために指導方法を見直し、教材研究や授業の改善に取り組む。また、適時他の教員の授業参観も取り組み、わかる授業を推進し授業規律の確保にあたる。

(2) 自己有用感を高めるために

生徒会主体の活動を企画し、活動を通して全生徒への問題提起を行う。また、各委員会では、それぞれの委員会活動が活発になるように毎月の委員会で議論し、委員会と全生徒がともに活躍できる活動を充実させる。

(3) いじめを許さない・見逃さない雰囲気の醸成

- ・生徒に正しい人権感覚を身に付けさせるために、教職員は生徒同士のふれあいおよび教職員と生徒とのふれあいを重視し、お互いに尊重し思いやりのある学級・学校づくりに努める。
- ・道徳および各教科の授業を通じて、命の大切さやお互いを思いやることの大切さを常に念頭において授業に取り組むように努める。
- ・インターネット等によるいじめを防止するために、携帯電話やスマートフォン等の使用について個人情報や誹謗中傷の書き込みがないよう、保護者や生徒全員に啓発文書を配布するとともに情報モラル教育や指導を継続して行う。

4.いじめの早期発見・未然防止についての取組

<基本姿勢>

いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に認知する。

(1)アンケートの実施

1学期に生活についてのアンケートを行う。毎学期、学習者用端末を使用したいじめに関する実態調査（年3回）を実施する。また、その他、いじめをうかがわせるような情報等がある場合、臨時にアンケートを実施する。

(2)教育相談活動の実施

教育相談を学期に1回（年3回）実施し、全生徒を対象とした教育活動を進める。

(3)学習者用端末・相談申告機能の活用

学習者用端末内のスクールライフノートの「心の天気」や相談申告機能を利用し、生徒が悩み事を安心して教職員に相談できる環境づくりに努める。また、相談担当となった教職員は、速やかに話を聞き取り、心のケアに努める。

5. いじめの早期解決についての取組

<基本姿勢>

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込みず、速やかに組織的に対応する。
被害生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害生徒を指導する。
指導においては、謝罪や責任を形式的に問うのではなく、社会性の向上、生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

(1) 学校内の組織

「いじめ対策委員会」を設置し、いじめの防止と早期解決にあたる。

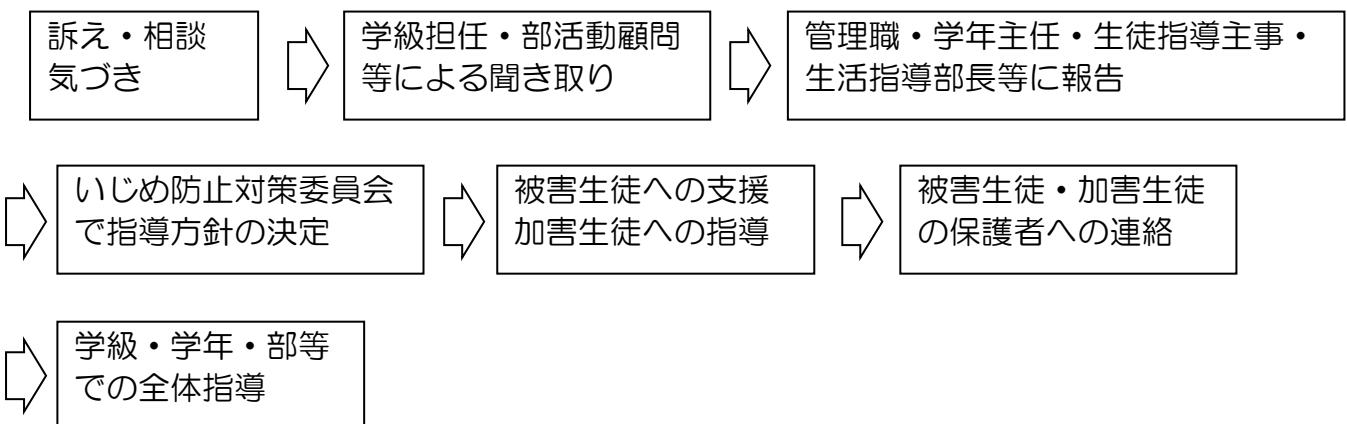
<構成>

校長（委員長）、教頭、生徒指導主事、生活指導部長、学年主任、養護教諭を中心としたメンバーで構成し、事案に応じて担任や部活動顧問等を加える。

<役割>

- ・学校基本方針に基づく具体的な年間計画の作成・校内研修実行・検証・修正を行う。
- ・いじめの疑いに関する情報や、生徒の問題行動に関する情報の収集、記録の共有を図る。
- ・いじめの疑いに関する情報があった場合には緊急会議を開催し、迅速に情報を共有し、関係生徒へ事情聴取、指導、支援を行う。指導および支援の方針を決定し、保護者との連携を図り対処する。また、事案に応じて関係諸機関との連携も図る。

※ いじめ発見の際の流れ



(2) いじめに対する措置

- ・いじめに関する相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認を行う。
- ・いじめに事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、再発を防止するために、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導およびその保護者への助言を継続的に行う。

- いじめを受けた生徒が安心して学校生活や教育を受けるため、本人・保護者が必要とした場合、保護者と連携をとりながら一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講ずる。
- 必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を活用し、いじめを受けた生徒のケアを行う。
- 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。

(3) 重大事態への対処

重大事態（生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある）が発生した場合には、教育委員会に速やかに報告し、教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。そして組織を中心として事実関係を明確にするための調査を実施する。調査の結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対して事実関係やその他の必要な情報を適切に提供するとともに、学校の設置者に報告する。

※学校が調査主体の場合

学校のもとに、重大事態の調査組織を設置

- 当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。



調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施

- いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。

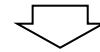


いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供

- 調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供する。



調査結果を学校の設置者に報告



調査結果と踏まえた必要な措置を講ずる

☆学校主体での調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと設置者が判断する場合 ⇒ 設置者において調査を実施

6. 年間指導計画

令和7年度 年間指導計画

大阪市立北稲中学校

学期	月	指導内容
1	4	被害調査（春季休業中の生活について 2・3年のみ実施） オリエンテーション（心の天気、相談申告機能等説明） 携帯安全教室（情報ネットモラル教育 全校生徒で実施） いのちの大切さ（「いじめを許さない」学校づくり） スクリーニング会議 I（生活指導部会で実施） 生徒の情報共有（職員会議で実施）
	5	「いじめ・いのちについて考える日」：思いやる心（傍観者にならない） (全校集会後、各学級・各学年で取り組み) スクリーニング会議 I（生活指導部会で実施） 生活指導部研修会（職員会議で実施） 生徒の情報共有（職員会議で実施）
	6	教育相談用アンケートの実施 スクリーニング会議 I（生活指導部会で実施） 生徒の情報共有（職員会議で実施） 教育相談（クラスごとに担任で全生徒に実施）
	7	いじめアンケート（全学年、全校生徒で実施） スクリーニング会議 I（生活指導部会で実施） 生徒の情報共有（職員会議で実施） スクリーニング会議 II（学期に1回実施） 情報モラル学習（相手の気持ちを考える） 学習者用端末の持ち帰り（夏季休業中に実施）
	8	被害調査（夏季休業中の生活について 全校生徒で実施） 教育相談（対象生徒のみ実施） スクリーニング会議 I（生活指導部会で実施） 生徒の情報共有（職員会議で実施）
	9	スクリーニング会議 I（生活指導部会で実施） 生徒の情報共有（職員会議で実施）
	10	スクリーニング会議 I（生活指導部会で実施） 生徒の情報共有（職員会議で実施）
2	11	スクリーニング会議 I（生活指導部会で実施） 生徒の情報共有（職員会議で実施）
	12	いじめアンケート（全学年、全生徒で実施） スクリーニング会議 II（学期に1回実施） 学習者用端末の持ち帰り（冬季休業中に実施）
	1	被害調査（冬季休業中の生活について 全校生徒で実施） 教育相談（対象生徒のみ実施） スクリーニング会議 I（生活指導部会で実施） 生徒の情報共有（職員会議で実施）
3	2	スクリーニング会議 I（生活指導部会で実施） 生徒の情報共有（職員会議で実施） いじめアンケート（3年生で実施）
	3	スクリーニング会議 I（生活指導部会で実施） 生徒の情報共有（職員会議で実施） いじめアンケート（全校生徒で実施） スクリーニング会議 II（学期に1回実施） 学習者用端末の持ち帰り（春季休業中に実施 1・2年のみ）

7. 策定・改訂等

平成26年 4月1日策定
平成31年 4月1日改訂
令和 2年 4月1日改訂
令和 3年 4月1日改訂
令和 4年 4月1日改訂
令和 5年 4月1日改訂
令和 6年 4月1日改訂
令和 7年 4月1日改訂